

手配旅行条件書

この旅行条件書は、旅行業法第12条の4で定める「取引条件説明書面」の一部です。
お申込みの際には必ず事前にご確認のうえお申込みください。

1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、当社が手配する旅行でありお客様と手配旅行契約を締結することになります。
- (2) 当社はおお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすることにより、お客様が運送・宿泊機関等が提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることが出来るように手配することを引き受けます。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他費用の他、所定の取扱料金を申し受けます。
- (4) 旅行契約の条件は、本旅行条件書、及び本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款（手配旅行の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社にご請求ください。

2. 旅行の申込みと契約の成立時期

- (1) 所定の旅行申込書（以下「申込書」といいます）に所定事項を記入のうえ、次に定める申込金を添えてお申込みください。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。残額は旅行開始日の前日より起算してさかのぼって14日目にあたる日までお支払いください。旅行開始日の前日より起算してさかのぼって14日目以降にお申し込みの場合は、当社がする期日までお支払いください。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、かつお申込金を受領したときに成立します。
- (3) 次の場合はお申込金の支払いを受けることなく契約が成立します。
 - ①お申込金の支払いを受けることなく、契約の締結する旨の書面を交付し、お客様に到達したとき。（郵送の場合は発信した時点、FAX、メール、インターネットなどの場合はお客様に到達した時点となります。）
 - ②旅行開始日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合。
- (4) 通信契約の場合
当社は当社が契約するクレジットカード会社のカード会員より、会員の署名なくして旅行代金等の支払いを受けることを条件に、電話、FAX、インターネット等の通信手段による旅行契約の締結をする場合があります。ただし、当社がクレジットカード会社と加盟契約がない等、又は業務上の理由等お受けできない場合があります。
 - ①通信契約の際し、「手配旅行の内容」「出発日」等に加えて「カード名」「カード番号」「カード有効期限」等を当社お申し出いただけます。
 - ②通信契約の契約成立は、当社が旅行契約の締結する旨の通知が到達したときとなります。
 - ③カード会員がお申し出のクレジットカードでお支払いができない場合、当社は旅行契約を解除し、所定の取消料を申し受けます。ただし、当社が指定する期日までに旅行代金をお支払いいただいた場合この限りではありません。

3. お申込み条件

- (1) お申込み時点で18歳未満の方は親権者の同意が必要です。
- (2) 健康を害している方、身体に障がいのある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等その他特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

- (3) 当社は、お客様が次の①から③に該当する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
 - ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき
 - ③お客様が風説の流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき
- (4) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面

当社は、契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。ただし、旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面（乗車券、宿泊券等）をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

5. グループ手配（契約責任者）

- (1) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者（以下「契約責任者」といいます）から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を契約責任者との間で行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

6. 契約内容の変更

お客様が契約内容の変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金の変更し、運送・宿泊機関等へ支払う取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手続料金を申し受けます。

7. 契約の解除

- (1) お客様の任意解除
お客様は下記の料金をお支払いいただく事により、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除できます。
 - ①お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
 - ②未提供の旅行サービスに係る取消料その他サービス提供機関の未払い費用
 - ③当社所定の手配料金、取消手続料金
- (2) お客様の責に帰すべき事由による解除
 - ①お客様より所定の期日まで旅行代金の支払いが無い場合。
 - ②お客様がクレジットカードでの支払いを希望されカード会社より決済されなかった場合
 - ③お客様が3項(3)①から③のいずれかに該当することが判

明した場合。

①②③の場合、下記の費用はおお客様の負担させていただきます。既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の手配料金、取消手続き料金

(3) 当社の責に帰すべき理由による解除

当社の責任より旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残額を払い戻します。

8. 旅行業務取扱料金

別紙「旅行業務取扱料金表」をご確認ください。

9. 海外航空券の変更・取消

航空券の旅客氏名変更は、予約を一旦取消、再度予約するため運送機関への取消料及び当社所定の取消手続き料金を申し受けます。お客様にお渡しする旅行条件書（または見積書）に記載いたします。

10. 当社の責任

- (1) 当社は、契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の翌日から2年以内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の翌日から14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

11. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は当該旅行サー

ビス提供者にその旨を申し出なければなりません。

11. 旅券・査証

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かの確認、旅券・査証取得は旅行出発前までお客様の責任で行ってください。

12. 衛生情報・海外安全情報

渡航先の衛生情報は下記をご確認ください。

厚生労働省検疫所 <http://www.forth.go.jp/>

渡航先の安全情報は下記をご確認ください。

外務省 海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省 海外旅行登録「たびレジ」

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg>

13. 旅行傷害保険について

旅行中、病気、けが等をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。これらを担保するため、お客様自身で十分な額の旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。旅行傷害保険については当社担当者にお問い合わせください。

14. 個人情報の取扱い

- (1) 当社及び受託旅行業者は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- (2) 旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様の氏名及び搭乗される航空便等の個人情報を、電子的方法等で土産物店等の事業者提供いたします。お申込みの際に、これらの個人情報の提供についてお客様にご同意いただきます。
- (3) 当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業及び販売店と住所、氏名、電話番号、メールアドレスなど個人情報を共同利用させていただきます。当社の個人情報の取扱いに関する方針等の詳細については、当社にお問い合わせいただくか、当社ホームページ（<http://www.sunplustours.com>）にてご確認ください。

15. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款（手配旅行の部）に定めるところによります。

山形県知事登録旅行業第2-272号

株式会社サンプラスツアーズ

山形県山形市城西町4-4-6

電話番号 023-687-1172



(一社)全国旅行業協会正会員

担当者の説明に不明な点があれば、旅行業務取扱管理者（当営業所での取引責任者）にご質問ください。